

平成 27 年 11 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

しんぶん赤旗勧誘・押し売り問題に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

しんぶん赤旗勧誘・押し売り問題

2 質問の要旨

平成 25 年 9 月定例会で日本共産党に属する市議会議員による職員に対するしんぶん赤旗勧誘・押し売り問題を取り上げて、翌年平成 26 年 9 月鎌倉市は規則を改正した。

1. 市議会議員と市職員の関係では心理的優位性は市議にあると捉えるか。
2. 平成 26 年 9 月定例会の一般質問に於ける答弁で市長はしんぶん赤旗に係る販売の実態把握を努めると答弁したが、状況は如何か。
3. 平成 26 年 9 月定例会で市役所内での物品の販売・勧誘は好ましくないと市長は考えているとのことだが、未だ市役所内でしんぶん赤旗の配達は、行われているか。
4. 開庁時間外のしんぶん赤旗配達に係る者の市役所の侵入状況は如何か。
市長の率直な考えにより答弁せよ。
5. 平成 26 年 1 月以降、赤旗問題に係り、赤松、吉岡議員から申し入れ、意見、抗議は担当課や市長部局にあったか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 11 月 18 日まで) ・ 無

(理由：必要に応じて不信任動議、緊急質問を行う為。)